

マネジメントリポート

役員のための財務税務会社法ニュース

今回のテーマ： 過年度財務諸表の遡及修正

2009年4月10日に、企業会計基準委員会（ASBJ）から「会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準（案）」及び「同適用指針（案）」が公表されました。

現在、会計上の変更（会計方針・表示方法・会計上の見積りの各変更）が行われた場合、注記情報として影響額を開示し、財務諸表の期間比較可能性を担保しています。過去の誤謬については、前期損益修正項目として修正する方法が採られています。

新会計基準案が導入されますと、会計方針の変更、表示方法の変更及び過去の誤謬は、過年度の財務諸表の遡及修正が必要になります。

1. 背景

会計基準の国際的なコンバージェンス（国際的な収斂）
財務諸表の比較可能性が向上し、情報の有用性が高まる。

2. 会計上の取扱い

新会計基準案による取扱いは、下記のとおりです。

区 分		原則的な会計上の取扱い
会 計 上 の 変 更	会計方針の変更	会計基準等の改正に伴う変更 遡及処理する（会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められている場合を除く）
		上記以外の変更 遡及処理する
	表示方法の変更	遡及処理する（財務諸表の組替え）
	会計上の見積りの変更	遡及処理しない
過去の誤謬の訂正		遡及処理する（修正再表示）

会計方針の変更を行った場合の原則的な遡及適用の具体的な取扱いは、下記のとおりです。

前々期以前 （比較財務諸表は非開示）	前期（X-1年度） （比較財務諸表を開示）	当期（X年度） （財務諸表を開示）
開示する財務諸表のうち、最も古い期間の比較財務諸表（X-1年度）の期首の資産、負債及び純資産の額に、過去の累積的影響額を反映	左に示した前々期までの累積的影響額に加え、X-1年度における影響額を反映して開示	遡及適用による前期までの累積的影響額を反映するとともに、当期首より新たな会計方針を適用した結果を反映して開示

（次ページへ）

お見逃しなく！

1. 過年度の財務諸表を遡及修正するための作業負担増への対応（情報システム上の対応など）が必要となります。
2. 新会計基準案の適用時期は、2011年4月1日以後開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から適用される予定です。なお、早期適用を認める取扱いは設けられていません。